

令和5年2月21日

(令和5年度関係)

(令和5年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第9号	令和5年度山陽小野田市一般会計予算について	1
議案第10号	令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	3
議案第11号	令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について	3
議案第12号	令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について	4
議案第13号	令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について	4
議案第14号	令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	4
議案第15号	令和5年度山陽小野田市病院事業会計予算について	5
議案第16号	令和5年度山陽小野田市水道事業会計予算について	5
議案第17号	令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について	6
議案第18号	令和5年度山陽小野田市下水道事業会計予算について	6
議案第19号	山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定につい て	7
議案第20号	山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	7
議案第21号	山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第22号	山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第23号	山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例 の制定について	8
議案第24号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	8

(令和5年度関係)

議案番号	 	ページ
議案第25号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第26号	山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第27号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の 変更について	9
議案第28号	山口県市町総合事務組合の財産処分について	9
議案第29号	山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	9

引き続きまして、諸議案について順次御説明いたします。

議案第9号から議案第18号までは、令和5年度の当初予算であります。

議案第9号は、一般会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 314 億 6,300 万円で、前年度当初予算に比べて 2.3%、7億 1,300 万円の増額となりました。

それでは、各項目の主な事項について、款を追ってその概要を御説明いた します。

まず、歳入について、市税については、固定資産税では、新築家屋の増が見込まれるものの、企業による償却資産の減が見込まれることから前年度と比較して 1.0%の減を見込んでおりますが、市民税では、個人所得や企業収益の伸びを見込み、前年度と比較して、3.6%の増を見込み、市税全体で、1.3%増の102億3,086万1,000円を計上しております。

次に、地方譲与税から環境性能割交付金までは、それぞれ実績と国の指標等 を勘案した上で計上しております。

次に、地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減 収補填特別交付金の増を見込んでおり、11.8%増の7,100万円を計上しており ます。

次に、地方交付税については、普通交付税では、公立大学経費の増などに伴い、基準財政需要額の増加が見込まれることに加え、臨時財政対策債への振替額の減などから、6.3%増の74億2,000万円、特別交付税では、実績と国の指標等を勘案した上で6億5,000万円を見込み、全体で6.0%増の80億7,000万円を計上しております。

次に、交通安全対策特別交付金は、実績を勘案した上で 550 万円を計上して おります。

次に、分担金及び負担金については、1.1%減の1億6,216万5,000円、使 用料及び手数料は、8.6%減の4億1,210万5,000円を計上しております。

次に、国庫支出金は、就学前教育・保育施設整備交付金や社会資本整備総合 交付金の増などがあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費の減 などにより、全体では 7.3%減の 38 億 8,345 万 8,000 円を計上しております。

また、県支出金については、子どものための教育・保育給付交付金や農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の増などがあるものの、石油貯蔵施設立地対策等補助金の減や介護施設等整備補助金の皆減などにより、全体では 4.0%減の 19 億 2,754 万 1,000 円を計上しております。

財産収入は、50.6%減の2,218万8,000円を計上し、寄附金は、ふるさと寄 附金の減により、20.6%減の1億3,501万円を計上しております。

次に、繰入金については、公立大学法人運営基金繰入金や江汐公園施設整備基金繰入金の減などがあるものの、財政調整基金繰入金の増や山陽消防署埴生出張所建設基金繰入金の皆増などにより、全体で 41.6%増の 18 億 4,764 万 4,000円を計上しております。

また、繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上し、諸収入については、 5.7%減の8億682万8,000円を計上しております。

最後に、市債については、防災設備整備事業債や消防施設整備事業債の増な どがあるものの、臨時財政対策債の減や小学校整備事業債の皆減などにより、 全体で 1.1%減の 18 億 9,770 万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費では、2.9%増の 2 億 3,882 万 1,000 円を計上し、総務費では、退職手当や大学校舎建設事業費の減などがあるものの、防災情報システム関係事業や公立大学運営費交付金の増額などにより、全体で 10.0%増の 62 億 947 万 8,000 円を計上しております。

次に、民生費では、児童クラブ整備費の減や介護施設等整備補助金の皆減などはあるものの、保育所運営費、自立支援給付費の増や認定こども園施設整備補助金の皆増などにより、2.1%増の 110 億 1,206 万円を計上し、衛生費では、病院会計繰出金の増はあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や予防接種費の減などにより、2.2%減の 25 億 9,950 万 7,000 円を計上しております。

続いて、労働費では、9.6%増の 4,191 万 9,000 円を計上し、農林水産業費では多面的機能支払制度補助金や農地中間管理事業費の増額などにより、

9.6% 増の5億7,157万9,000円を計上しております。

また、商工費では、観光宣伝費の増などがあるものの、用地取得奨励金や交通施設バリアフリー化整備事業補助金の減額などにより、31.1%減の5億9,030万3,000円を計上し、土木費では、港湾管理費の減などがあるものの、市営住宅維持管理費の増や住宅建設費の皆増などにより、12.8%増の27億6,597万7,000円を計上しております。

消防費では、山陽消防署埴生出張所建設基金積立金の皆減などがあるものの、山陽消防署埴生出張所整備事業費の増額などにより、6.4%増の 13 億8,416 万7,000 円を計上しております。

また、教育費では歴史民俗資料館運営費や中学校一般管理費の増などがある ものの、高千帆小学校校舎建設事業やきらら交流館運営費などの減額により、 17.3%減の20億3,668万5,000円を計上しております。

続いて、災害復旧費では、11.1%増の 10 万円を計上し、公債費では、小野田地区保育所に係る繰上償還や合併特例債を活用した事業の償還開始に伴う元金償還金の増額などにより、5.8%増の39億6,240万4,000円を計上し、予備費では、前年度同額の5,000万円を計上しております。

最後に、債務負担行為として、イントラネット通信機器更新事業ほか 11 件 を設定し、地方債として、地方債の借入限度額などを設定しております。

議案第10号は、駐車場事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 4,664 万 8,000 円となり、前年度当初予算に 比べて 43.4%、1,411 万 2,000 円の増額となりました。

歳出については、一般管理費では、駐車場維持管理に関する経費など 1,002 万 8,000 円を計上し、予備費では 3,662 万円をそれぞれ計上しております。

これに要する財源としては、使用料 1,564 万 4,000 円、繰越金 3,096 万 3,000 円、諸収入 4 万 1,000 円を充てることとしております。

議案第11号は、国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 70 億 8,240 万 7,000 円となり、前年度当初 予算に比べて 1.6%、1 億 1,362 万 9,000 円の減額となりました。 歳出については、保険給付費では、療養諸費、高額療養費等の実績を勘案 し、52 億 6,226 万 3,000 円を計上しています。また、総務費 1 億 2,563 万 5,000 円、国民健康保険事業費納付金 15 億 7,741 万 7,000 円、保健事業費 8,673 万 3,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、国民健康保険料 9 億 1,410 万 1,000 円、県支出金 53 億 5,127 万 5,000 円、一般会計繰入金 5 億 7,066 万 9,000 円、国民健康保険基金繰入金 2 億 2,856 万 2,000 円などを充てることとしております。

議案第12号は、介護保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 67 億 4,283 万 6,000 円となり、前年度当初 予算に比べて 0.5%、3,124 万 6,000 円の増額となりました。

歳出については、保険給付費では、実績等を勘案して、62億4,576万1,000円を計上しております。また、総務費1億1,953万6,000円、地域支援事業費3億7,521万2,000円などを計上しております。

これに要する財源としては、介護保険料 12 億 3,864 万 7,000 円、国庫支出金 15 億 7,657 万 8,000 円、支払基金交付金 17 億 3,728 万 6,000 円、県支出金 9 億 3,739 万 1,000 円、一般会計繰入金 10 億 7,789 万 6,000 円、介護給付費準備基金繰入金 1 億 5,000 万円などを充てることとしております。

議案第13号は、後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 574 万 5,000 円となり、前年度当初予算に比べて 4.7%、5,924 万 1,000 円の減額となりました。

歳出については、総務費 2,944 万 1,000 円、広域連合への納付金 11 億7,059 万 2,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、後期高齢者医療保険料 8 億 7,590 万 9,000 円、 一般会計繰入金 3 億 1,742 万 7,000 円などを充てることとしております。

議案第 14 号は、小型自動車競走事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 254 億 6,587 万 6,000 円となり、令和 5 年度は、開催日数増に伴う売上の増額が見込まれるため、前年度当初予算に比べて

0.7%、1億8,419万7,000円の増額となりました。

令和 5 年度の本場の開催日数は、通常開催は年間 59 日、ミッドナイトレースは年間 85 日、受託場外発売日数を含めた総営業日数については年間 355 日を予定しております。

歳出については、競走事業費 253 億 8,567 万 6,000 円、公債費 20 万円、予備費 8,000 万円を計上しております。

これに要する財源としては、競走事業収入 251 億 211 万 5,000 円、繰入金 3 億 6,375 万 1,000 円、諸収入 1 万円を充てることとしております。

最後に、債務負担行為として、発送合図機・フライング判定装置リース料を 設定しております。

議案第15号は、病院事業会計予算であります。

この結果、税処理後の損益計算では1億1,488万5,000円の単年度純損失を 見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、企業債、他会計負担金、寄附金で 4 億 4,840 万 7,000 円としております。支出では、医療機器更新等の建設改良費、企業債償還金で 6 億 6,231 万 8,000 円を計上しております。

この結果、2億1,391万1,000円の差引不足額が見込まれますが、内部留保 資金等で補填することとしております。

議案第16号は、水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量のうち、年間有収水量については、708万1,100立方メート

ルとし、主要な建設改良事業については、老朽化した配水施設の更新工事を予定しております。

次に、収益的収支の予定額については、収入では、前年度当初予算より 416 万 3,000 円減の 14 億 9,630 万 4,000 円を計上しております。支出では、前年度当初予 算より 2,363 万 6,000 円増の 14 億 1,560 万 6,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、3,029 万 4,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の予定額については、収入では、建設改良費の財源となる企業 債、工事負担金等で 4 億 4,954 万 8,000 円としております。支出では、建設改良費 に 6 億 974 万 9,000 円を計上し、償還金、予備費を含めての支出総額を 9 億 9,172 万 9,000 円としております。

この結果、5 億 4,218 万 1,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保 資金等に加え、積立金を 9,186 万 4,000 円取り崩して補填することとしております。

議案第17号は、工業用水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、3 事業所に 852 万 7,800 立方メートルの配水を 予定しております。

次に、収益的収支の予定額については、総収入は、前年度当初予算より 61 万 2,000 円増の 2 億 8,536 万 4,000 円を計上しております。支出では、前年度当初予算より 2,017 万円増の 2 億 7,049 万 6,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、1,556 万 9,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の予定額については、収入はなく、支出において、建設改良費及び償還金で支出総額1,947万4,000円としております。

企業債等の収入がないことから、支出全額が収支不足として補填すべき額となりますが、その不足額1,947万4,000円は、損益勘定留保資金等に加え、積立金1,418万5,000円取り崩して補填することとしております。

議案第18号は、下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、水洗化戸数を1万5,439戸、年間総処理水

量を 471 万 3,582 立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業としては、下水道事業の概成に向け管渠整備を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を予定しております。また新たに、し尿受入施設整備事業に着手します。

次に、収益的収入及び支出の予定額については、収入の下水道事業収益は、一般会計負担金の増額などにより前年度比 3,555 万 5,000 円増の 19 億 2,764 万 6,000 円としております。支出の下水道事業費用は、電気代の高騰による動力費の増額などにより前年度比 1,785 万 8,000 円増の 18 億 7,657 万 9,000 円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。 次に、資本的収入及び支出の予定額については、収入の資本的収入は、建設 改良費の財源とする企業債や国庫補助金の増額などにより前年度比 2 億 2,619 万円増の 16 億 7,196 万 8,000 円としております。支出の資本的支出は、建設 改良費の増額により前年度比 2 億 4,797 万 1,000 円増の 24 億 6,627 万円とし ております。

この結果、7億9,430万2,000円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定 留保資金等により補填することとしております。

議案第19号は、山陽小野田市自治基本条例の一部改正であります。

これは、本条例において、社会経済状況の変化等に応じて、5 年を超えない期間 ごとに条例の見直しを検討しなければならないと規定されていることから、山陽小 野田市自治基本条例審議会に諮問し、改正が必要との答申を受けたため答申の内容 を踏まえた改正を行うものであります。

改正の内容については、協創の考え方を位置付けるとともに、民法改正に伴う成 人年齢に関する規定の見直しを行うものであります。

議案第 20 号は、山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、民法の改正により内閣府令が改正されたことに伴い、所要の改正を 行うものであります。 議案第21号は、山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴う 改正であり、安全計画の策定等の規定を追加するほか所要の改正を行うものであり ます。

議案第22号は、山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴う改正であり、安全計画の策定等の規定を追加するほか所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部改正であります。 これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、国民健康保険法施行令の改正に伴い、令和5年度以後の保険料について、賦課限度額及び低所得者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関する判定所得基準を引き上げるものです。また、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について、建築基準法の改正については、一敷地内認定制度の対象が拡大されるもので、手数料の変更はありません。また、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正については、誘導仕様基準による認定が新設されるもので、手数料の額は山口県と同額を定めるものであります。

議案第 26 号は、山陽小野田市営住宅条例の一部改正であります。

これは、公営住宅法に関する国の通知及び省令改正を踏まえ、山口県においても県営住宅の入居要件等の見直しが行われたことから、市営住宅の入居要件等の見直し及び所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

これは、周陽環境整備組合の解散に伴い、令和5年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させ、並びに令和5年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、山口県市町総合事務組合の行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩市を加えることについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

これは、周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同 処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第 289 条の規定により、 関係地方公共団体と協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により議会 の議決を求めるものであります。

議案第29号は、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。

これは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により指定した郵便局において、住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っておりますが、その取扱期間が令和5年3月31日で満了するため、小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局の取扱期間を延長し、特定の事務を取り扱う郵便局に指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。